

## 金融円滑化にかかる取組状況及び今後の対応方向 並びに開示・行政報告の実施について

中小企業者等金融円滑化法については、平成 25 年 3 月末をもって期限が到来し、金融円滑化法期限到来後も行政報告・開示が求められており、これまで年次報告を実施して参りました。今般、金融庁および農林水産省より当該報告について、平成 30 年度の計数報告をもって一旦休止する旨の通達があったところです。

つきましては、平成 31 年 4 月以降の当面の取扱いは、「本件報告を取り止めたことにより金融機関に定着している金融円滑化の取組みに変化が生じた場合、あるいは経済情勢の急激な変化により金融円滑化への取組みを強化する必要性が生じた場合等には、再度、当該報告・開示」が再開される可能性があります。

### 1. これまでの取組状況について

#### (1) 体制整備の状況について

##### ①方針・規程・マニュアル等の整備

- ・金融円滑化にかかる基本的方針 . . . . 平成 22 年 1 月 18 日制定  
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
- ・金融円滑化管理規程 . . . . 平成 22 年 1 月 18 日制定  
平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
平成 26 年 2 月 1 日一部改正
- ・お客相談対応マニュアル . . . . 平成 22 年 1 月 18 日制定  
平成 25 年 4 月 1 日一部改正

##### ②対応措置の整備

- ・金融円滑化管理責任者 . . . . 向窪 良人（信用担当常務）
- ・金融円滑化管理者責任部署並びに責任者 . . . 金融部 融資管理課  
田島 良人（金融部長）
- ・金融円滑化管理担当者 . . . . 各支店長
- ・苦情、相談窓口 . . . . 融資管理課・各支店

体制の全体イメージ . . . . 別紙 1 のとおり

### ③組合内周知・研修会の実施

- ・中小企業等金融円滑化法施行に伴うこれまでの対応について

平成 21 年 12 月 21 日 各支所金融共済課課長・担当者会にて周知

- ・金融円滑化にかかる基本的方針等の一部改正について

平成 25 年 5 月 30 日 コンプライアンス管理委員会にて周知

- ・金融円滑化にかかる基本方針（ポスター）の掲示

平成 22 年 3 月 4 日～掲示 信用事業店舗

### (2) 申込と対応状況について

#### ①申込件数（法施行～平成 31 年 3 月末の累計）

- ・法期限到来後開示資料 5. 貸付条件の変更等の実施状況のとおり

#### ②平成 30 年 3 月末以降の審査中（16 件）の対応結果

15 件・・・申請通り実行済み

1 件・・・対応方針決定し、手続き中

#### ③利用者からの苦情の件数および内容

該当無し

## 2. これまでの取組みにかかる課題と今後の対応について

### (1) 課題

特になし。

### (2) 今後の対応方向

前述のとおり、平成 30 年度の計数報告をもって一旦休止する旨の通達があったことから、平成 31 年 4 月以降の当面の取扱いは、「本件報告を取り止めたことにより金融機関に定着している金融円滑化の取組みに変化が生じた場合、あるいは経済情勢の急激な変化により金融円滑化への取組みを強化する必要性が生じた場合等には、再度、当該報告・開示」が再開される可能性があります。

## 3. 開示並びに行政報告について

開示：当 J A ホームページへ掲載する。

報告：期限到来後の報告を県にする。

開示並びに報告期限：令和元年 5 月 15 日（3 月末から 45 日）